

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第56号 十和田ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第56号 十和田ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

十和田ふるさとセンターの使用にかかる使用料の徴収などの整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、十和田ふるさとセンターの使用にかかる料金を指定管理者の収入として収受させる運営を図るほか、所要の改正が必要なものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第57号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第57号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の趣旨。

十和田ふるさとセンターの指定管理者に、十和田湖西湖岸地域開発合同会社を指定しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、十和田湖西湖岸地域開発合同会社は設立して間もなく実績はないが、構成員それぞれに専門知識があり、今後2年9か月の間の提案内容も基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なも

のであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第58号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 7番。

このたびの補正予算に直接関係はしておりませんが、令和3年度の審議を進める上で、確認をしておかなければいけないという視点から質問をさせていただきたいと思います。

七夕祭の件なのですけれども、コロナ禍によりいろいろとこれまでとは違う形で今年は行われる、その話は伺っておるわけでありまして。お聞きしたいことは、今回この七夕を進めるに当たっては、自治会に5,000円の負担をお願いしたい、そういう文書が教育委員会事務局から来ております。昨日この内容について、また教育委員会側のほうから、5,000円については求めないということで、納入された自治会に対しては5,000円をお返ししますといったような内容が文書で届きました。だとすれば、もともとこの七夕祭を行うに当たっては、どういう意図でこういう形に求めようとしたのか、また、従来と違う形での七夕を行うということですから、その辺についてはいろいろと制度設計、担当課のほうでいろいろとmondののではないかなと思いますが、その辺も説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 今回の自治会への負担を求めるということについては、実行委員会で話が出たことでありまして、その理由としては、協賛金についてはコロナ禍で大分減るのではないかとということで、自治会でも少し負担していただきたいという意見が出まして、実行委員会で決めたものでありますけれども、やはり自治会に求めるのであれば、総連協なりに諮ってご意見を聞きながら決めるべきではないかとということで、ちょっと段取りがまずかったなということで、取下げをさせていただきました。

予算につきましては、その分削れるところは削りながら、あと町にも補助をお願いしながら何とかできそうだとということで、今回の、ごたごたしてしまいましたけれども、そういうことになったものであります。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） はい、わかりました。

ただ、実行委員会の考え方で今、行ったという答え、今、話だったと思いますけれども、これは本来、振興会がどう考えているのかという点もあろうかと思えます。また例年であれば、各企業や商店、ホテル、旅館等からそれなりに七夕用のお金として、お邪魔をしながらいただいているという経緯がありますから、それらに対しては今回どうなるのか、その辺も併せてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 協賛金につきましては、協力金ということで、企業に対しては例年通りでよいのではないかとということで、例年通りの金額をお願いしているところであります。町内の商店さんとか飲食店さんにつきましては、コロナ禍で今年は大変厳し

いということでもありますので、半額をめどにお願いしているということでございます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） この際だからお伺いしますが、七夕の当日は4台の山車が康楽館の駐車場に出ることではありますが、これに対してセレモニーとか、そういうものというのはどういうような方法で行うのか、これまでどおり来賓の方々が座る壇上とといいますか、そういうものは設けるのか設けないのか、また、その後の始まる前のセレモニーとか、そういうものはどういうふうな形になるのか、それもお伺い、一応確認したいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 当日の内容につきましては、詳細はこれからでございますけれども、セレモニー等行わず、展示で皆さんに見ていただくということで、密にならないようにセレモニーは行わないという予定でございます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） まだはっきりと決まっておらないというようであります。

いずれ、そのことについてはどうですか、2か月を切っておるといふこと、1か月ちょっとか、時間もないわけでありますから、その辺は行うに当たって、参加される自治会に対しても分かるような対応をしていただきたい。詳細説明はしていただければいいのかなと思いますので、その辺、抜かりなくお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の7番議員のほうからいろいろと質問がありましたけれども、振興会といたしましては、最大限の感染を防ぐということで、最小限に絞りながら運行等はやらないということですが、出来上がったものを時間から時間までに展示して、展示したものはそのまま、見ていただく観客の方に動いてもらうということで進めたいという、実行委員会のほうからそういうご意見はいただきましたので、非常に厳しい状況になろうと思っておりますけれども、この伝統をできる限り途切れさせないようにやっていただくということで、振興会のほうとしてはゴーサインを出しました。

ただ、今後、感染が拡大することによって中止もあり得るということをつけ加えさせていただいておりますので、どうか皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） すみません、この際、一言ご意見申し述べたいと思ひます。

ある意味で小坂町の観光誘町に関わる伝承文化を、どのように訪れた方々に見てもらおうかという点は非常に大事なことではないか、そういう視点でお話をしたいわけでありませうけれども、以前にもちょっと申し上げた経緯がありますけれども、そういった七夕に関わる制作者の方々、段々と人手がこう、人が年齢を重ねるにつれて、携われなくなっている可能性は十分あるわけで、ただ今、やろうとしている人は、伝承文化をどうつなげるかという、熱い思いで制作をやっていただいています。そうした方々を、どうこれからも七夕に携わっていくようにするか、また、新たな制作者を掘り起こすという点では、今回このような形で行われるのも一つだと思いますが、先ほども申し上げた、観光客が小坂町に来る、その際、明治百年通り、もしくは新しくできた駐車場、あの辺に七夕の制作をするような形、またそれを一定期間観光客に見てもらえるような、そういう七夕の展示の在り方、それも一つ、必要なのではないかなと私は思っています。

その辺のところも今後の課題でありますから、内部で十分話をしていただきながら、町の七夕の伝承、100年を経過した七夕であります。このことをぜひ、町内外の方々から来て認識をしていただけるような、そういう展示の在り方、これを一つ、考えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今の七夕に関して関連するかどうかわかりませんが、私からも一言お尋ねしたいと思います。

まず今回のこの件については、非常にお粗末だ。はっきり言えば。

チラシに掲載する期限があるのでそれまでにお金を納めてください、そうでないとチラシに載せませんよと。まるでその同調するよう、ことに対して圧力がかかる。あなたの自治会が納めないということが町民に周知される、そういうことを強調して、私どもにあえて負担を求める。これ、とんでもないやり方だと私は申し上げたい。

先ほど実行委員会で物事を決めたと言っているけれども、出てきた文章は、七夕振興会会長、細越満。町長の名前で出ているわけですよ。つまりは、振興会で決めたということで私どもにそういう文書が来る。そのことに対して申し訳ないという一言もない。どういうことですか、これは。

やはり物事を決めるのであれば、この間、私も一般質問でお話ししているけれども、きちんと内部で検討をして、その結果どうなるのかということも含めて、ないしは決めたことは撤回するべきではないということも私は申し上げます。やるということで決めたのなら、そ

のことを分かるようにもっときちんと説明しなければいけないだろうと私は思うのです。で、今度、言われると、なんかまずいからやめる、ころころ変わる。こういうことが最近、非常に増えてきているように思うのです。

言いたくないけれども、こういうことを内部でやっていると本当に、執行部に対する信頼感がなくなりますよ。私はそう申し上げたい。その辺、町長はどう考えていますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、9番議員のお話しされていることはもっともだと思っております。十分、今後のそういう点、後々どういうふうなことになるのか、答えを出すときにはその辺も含めて、慎重に答えを出していかなければならないものと思っておりますので、十分気を引き締めて、頑張ってください。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） では、そういうふうぜひやっていただきたい。

それで、先ほど成田議員からも質問があったのですけれども、この七夕を進めるに当たって今回は4台しか出ない。それで、本部を設置するのですか。それから、ポスターとかは作成してあちらこちらに貼り出すのですか。それから、チラシというものは各家々にいつどういう形で配布されるのですか。それから、協賛をされた会社、企業、商店等の寄附は半額を目標に募りたいということですが、従来ですと、お金を出した方々のプレートというんですか、たしか大型店の前にそういう掲示板みたいなのを設けて掲示されてあったのですけれども、そういったこともおやりになるのですか。

そこで、私から意見を言わせてもらえば、町内にまでそういうお金を募るものであれば、できるだけ無駄な経費を省いて、いかに展示に重点を置いて、町民なり、来られる方々にご覧をいただくパターンにするには、最小限どういう経費があればいいのか、そこをきちんと決めてかからなければだめだと思うのです。担当の部署のご答弁をお願いします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 議員のおっしゃる通り、できるだけ簡素にやろうと、今、予算をつくっているところです。ポスター等、協賛いただいた方々の大型の掲示につきましては、今年はやらないという方向です。ただ、毎戸配布のチラシに寄附いただいた方の企業等を載せまして、チラシは毎戸配布したいと考えております。

○9番（小笠原憲昭君） いいです。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第59号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第60号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第61号 小坂町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提出議員から提案理由の説明を求めます。

9番。

〔9番 小笠原憲昭君登壇〕

○9番（小笠原憲昭君） 議案第61号 小坂町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本規則案は、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たって諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

この件につきましては、議会全員協議会での協議を経て賛同が得られたことから、議員の議案提出権を規定した地方自治法第112条及び議案の提出要件を規定した小坂町議会会議規則第14条により、議員発議として提案するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第61号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第62号 小坂町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提出議員から提案理由の説明を求めます。

9番。

〔9番 小笠原憲昭君登壇〕

○9番（小笠原憲昭君） 議案第62号 小坂町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町議会会議規則の一部を改正する規則制定で可決されました出産に係る産前、産後の欠席期間を、議員報酬及び期末手当の減額の適用除外とするものであります。

この件につきましては、議会全員協議会での協議を経て賛同が得られたことから、議員の議案提出権を規定した地方自治法第112条及び議案の提出要件を規定した小坂町議会会議規則第14条により、議員発議として提案するものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第62号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決とすることに決定いたしました。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。
陳情の要旨。

2022年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を引き上げるよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現し、教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。

また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて、自治体も独自の努力をしていますが、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるためには、財政的な条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第2号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書。

陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

地方自治体は、複雑化した行政需要への対応が求められている中、公的サービスを担う人材不足が深刻化していることから、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業などの新たな課題への対応が困難となっています。

このことから、2022年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第3号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎令和2年・陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、令和2年・陳情第7号 75歳以上医療費窓口負担2割化
の中止を求める国への意見書提出の陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 令和2年・陳情第7号 75歳以上医療費窓口負担2割
化の中止を求める国への意見書提出の陳情の報告書。

陳情の要旨。

一定の収入がある75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げることについて中止を求め
る意見書を国に提出していただきたいというものであります。

陳情不採択の理由。

75歳以上の医療費窓口負担2割化については、令和3年6月4日に「医療制度改革関連法」
が成立しております。

現行の社会保障制度を安定して継続していくため、また、現役世代の負担を抑えるには、
一定の引き上げもやむを得ないものであります。

よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 私は、本陳情は採択すべきものという考えで討論をさせていただき

たいと思います。

先ほど、常任委員長が陳情不採択の理由で述べました、現行の社会保障制度を安定して継続していくため、また、現役世代の負担を抑えるに一定の引き上げもやむを得ないという委員会の報告であります。果たして、社会保障制度の安定のために行う施策としてこれが妥当かどうかという問題があるというふうに思うわけであります。

一つ、現役世代の負担を抑えるためということで、これは政府の主張でありますけれども、言っているわけでありましたが、一方、厚生労働省の試算では、この提案をしている75歳以上の方の収入基準、年額200万円以上の高齢者について2割負担にするという方針でありますが、年額200万円、年金額を含んでの200万円、月額にして16万円であります。

そして一方、現在、その方々がどういう形で窓口負担を今、しているかといえば、1割負担の中で窓口負担年額平均2万6,000円増となる。現行でいいますと、年間平均約8万3,000円の窓口負担をしているという試算から、厚生労働省の試算によれば、2割にすることによって10万9,000円となる。そして、2万6,000円の増額という負担になるという試算をしております。そのために、現役世代の支出がどのくらい抑えられるか、これも試算が出ておりますけれども、月額にして700円だそうであります。企業負担を除くと、現役世代の方々の負担軽減が月額30円、年額400円という負担軽減という数字であります。

こういうことを考えますと、果たしてこの方法が妥当なのかどうか、現役世代の負担軽減といいながら、月額30円程度の負担をするために、一方で、先ほど言った高齢者の負担を年額2万6,000円増やすというやり方、こういうことで本当にいいものだろうかということを考える必要があるのではないかと。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の財源は、高齢者の窓口負担を除くと高齢者自身が納める保険料が1割、そしてそのほか公費が5割、残る4割を現役世代の負担、保険料で賄うというやり方になっているわけであります。したがって、この費用負担を何とか、現役負担あるいは高齢者負担を抑えるという方法上の一つとして、公費負担の増という方策があるわけであります。現行5割の公費負担を5.5割あるいは6割に負担をしていく、財源的には約720億から800億円、この財源を国庫負担にしていくことによって、先ほど言った後期高齢者の自己負担部分の1割負担を維持できるし、そして現役世代の月額40円の増額負担をしなくて済む、その方法があるということをしかり踏まえた上での政策論議が必要ではないかというふうに強く主張したいわけであります。

特に、当町のように後期高齢者が現在4割を超える地方自治体にとって、そしてまた、そ

ここに住む町民にとって、この2割負担というのは、先ほども言った、平均して年額2万6,000円の負担増を強いる、そういう内容であることをしっかり踏まえて、地方自治体、そしてまた住民の命を守る、暮らしを守る、自治体としては捉えていく必要があるのではないか。そういった点では、先ほど言ったこの制度を維持するための方策として、国に対して公費負担の増を求めるということで解決を図るとというのが道筋であろうというふうに思いますので、本陳情については採択していただきたいという思いを込めて討論をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により、陳情の原案についてを採決いたします。

この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第13、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） これをもって、令和3年第4回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時53分